議案第37号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前	

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項		
略			
鳥取県いじめ問 題検証委員会	(1) 略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項		
略			
鳥取県死因究明 等推進協議会	死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)第30条に規定する死因究明等推進地方協議会の所掌に属する事項として同条に規定する事項		
略			

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項		
略			
鳥取県いじめ問 題検証委員会	(1) 略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項		
鳥取県新鳥取県 史編さん委員会	新鳥取県史編さん事業の基本方針及び新鳥 取県史の刊行計画等に関する事項		
略			
鳥取県死因究明 等推進協議会	死因究明及び身元確認の推進に係る施策の 検討に関する事項		
略			

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。